

岩手県告示第976号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年10月7日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 仲丸建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字岩谷堂215番地5
 - ウ 代表者の氏名 菅原仲丸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第4998号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月6日付けで、土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年10月19日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社中塚工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市源道第13地割21番地
 - ウ 代表者の氏名 中塚邦幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5674号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月16日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年11月2日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中目建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第22地割8612番地5
 - ウ 代表者の氏名 中目勝義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第8339号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年11月4日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ウオーク
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市赤荻字鶴巻173番地1
 - ウ 代表者の氏名 阿部孝夫

- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10117号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年11月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成27年11月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 フジ建設
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第27地割92番地38
- ウ 代表者の氏名 伊藤富士実
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第20126号
- (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月30日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成27年11月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社シーエス電気工業
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地633
- ウ 代表者の氏名 近藤敏博
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20715号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年11月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成27年10月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社熊谷舗装
- イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字北ノ沢173番地5
- ウ 代表者の氏名 熊谷欽也
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第70174号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年10月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社S S総建
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第10地割629番地13
- ウ 代表者の氏名 須知新吾
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第110088号
- (3) 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年10月19日付けで大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成27年10月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社工藤技建

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田字岩脇1番地10

ウ 代表者の氏名 工藤忠雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-23)第20080号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年10月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。